

2013

Sep, Vol. 155

News Letter

— 目次 —

SOE 商品見積問い合わせ

Plaza-i 固定資産(IFRS 対応)

Plaza-i 新機能一支払予定変更許可区分

Plaza-i 給与計算の特徴と機能アップ

最新の Plaza-i バージョン情報

事前確定届出給与の判定基準

消費税率の引上げに伴う表示の変更について

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4階
株ビジネス・アソシエイツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

SOE商品見積問い合わせ

毎度、Plaza-i をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、本稿では、SOE 販売管理システム、見積メニューの「商品見積問い合わせ」機能（V2.00.26）についてご紹介させていただきます。

過去履歴の検索

本機能は、特定の得意先に対する、見積明細履歴と、受注明細履歴を、1つの画面（の1つのグリッド）で一覧照会することができます。

特定の得意先だけでなく、特定の営業担当者、特定の期間（日付）といった観点での照会も可能です。

見積・受注の商品明細には、在庫品、受注発注品、諸口品が混在していることを想定し、商品コード、伝票商品名だけでなく、摘要明細（会社別オプションにより「商品名 2」を想定）、見積商品コード、見積商品仕様、仕入先コード、ユーザ定義コード・同名称（3 つまで）と、商品明細に関する多くの情報が範囲指定条件として利用できるようになっています。

同時に現在庫を照会

照会した商品が在庫品の場合、自店倉庫（ログインユーザのユーザロケーションのファシリティ・倉庫）の現在庫の状況（現在庫数、引当済み数、これらを差し引きした、出荷可能数など）も、併せて照会することができます。

自店倉庫に有効在庫がない場合、在庫照会ジャンプボタン（おなじみの虫眼鏡ボタン）から、他店倉庫の現在庫の状況、さらには、代替商品の現在庫状況も照会することが可能です。

同時に最新単価を照会

照会した商品が、（諸口品ではなく、）商品コード品で、商品単価マスターに販売単価、仕入単価を登録している場合、最新の販売単価、仕入単価も確認することができます。

この最新単価の取得機能は、後述の伝票転記機能により、見積・受注明細の履歴の単価をそのまま新規伝票の商品明細に転記したいという運用も想定されますので、フォーム別オプションとして提供しています。

同時に調達情報を照会

照会した商品が受注発注品の場合、その発注・仕入関連の情報（調達指示明細）も併せて照会することができます。

商品コード品の場合は、商品マスターにその仕入先（調達取引先）などの情報が登録されていますが、引き合いや案件の都度、仕入先や商品を探してくるため商品マスターに登録・管理できない、いわゆる諸口管理品の場合、その商品・仕入先の情報は、伝票の商品明細（調達指示明細）で、そのつど入力することになります。

調達指示明細を照会することで、こうした商品コード品、諸口品の違いを吸収して、同一画面で一覧照会することが可能です。

なお、この調達指示明細の照会は、検索実行時に、負荷がかかることがあるため、実行時オプションとして、検索しないこともできるようになっています。

商品マスターから検索

特定の得意先に対する見積・受注履歴を照会した場合、自社の取り扱い商品がその他多数であっても、その得意先に販売したことがない商品は、照会することができません。

本機能では、同じ画面の別のタブから、商品マスターも検索できるようになっています。

商品マスターから検索した際にも、過去履歴の検索と同様に、現在庫、最新単価、調達先の照会をすることができます。

検索した情報を伝票に転記

本機能は、SOE 見積メニューからだけでなく、見積伝票入力、受注伝票入力からもアクセスすることができます。

各伝票入力からアクセスすると、照会した履歴データを、そのまま伝票明細に転記することができ、入力支援機能としての機能も提供しています。

終わりに

本機能の詳しい内容につきましては、ユーザガイドの該当節をご参照ください。

本機能は、メニュー・機能名の通り、商品、見積問い合わせに特化した営業支援としての機

能を提供しています。

過去履歴の検索により、特定の得意先に対する継続取引、再販売機会の効率化と併せて、諸口取引の情報の共有により、販売機会の創出、拡大にも寄与することができるのではないのでしょうか。

また、商品マスターに登録、管理している商品は、在庫品にしても受注発注品にしても、仕入先との定常的な取引があるため、諸口品と比べて、安価で調達可能であることが想定され、その分、販売利益を多く見込むことができます。

貴社 Plaza-i 運用におかれましても、本機能のご利用を検討されてみてはいかがでしょうか。

Plaza-i固定資産(IFRS対応)

News Letter 2012年1月 (Vol.145)にてお伝えさせて頂きました Plaza-i 固定資産 IFRS 対応につきまして、2013年末までを予定しておりましたが、IFRS 早期適用を行う企業も増えつつある状況のなか、開発期間を更に前倒しし、2013年7月に正式リリースとさせて頂きました。

現在の日本における IFRS 適用についての動きとしまして、金融庁からは「IFRS の任意適用要件の緩和」「J-IFRS 創設」「単体開示の簡素化」の方針が示され、IFRS 任意適用の拡大に向けて動いており、上場企業の多くが IFRS 任意適用可能とされる見込みです。

また、企業会計基準委員会 (ASBJ) は「日本版 IFRS」(J-IFRS もしくはエンドースメント IFRS) を 2014 年秋にも完成させるという方針を明らかにしています。

そのなかで、固定資産の減価償却は注目を集めており、日本基準と IFRS での会計処理に大きな違いがあると考えられております。一例を挙げますと日本基準における償却方法は税務上の法定償却方法である定率法が多くの資産に適用されておりますが、IFRS を適用している多くの外国企業においては経済実態を反映した定額法を適用しております。こういったケースでは当然複数の償却方法への対応が必要となります。

Plaza-i 固定資産におきましてはこのような複数償却方法のほか様々な部分で IFRS 対応を行っております。今回はその対応した機能についてご紹介させていただきます。

IFRS対応

- ① 同一の資産について複数の減価償却計算を実行可能です。複数の会計基準コードを設定することにより、それぞれに取得価額・耐用年数・残存価額・償却方法を設定した上で、複数の減価償却計算が可能です。
- ② 減損損失の戻し入れ計算が可能です。減損損失処理後に減損がなかったとした場合に計算される簿価額は前回に行った減損損失処理時の減損計上前の簿価金額を、その減損時に設定した耐用年数・残存価額・償却方法により計算した金額となります。
- ③ 資産除去債務の見積もり変更が可能です。既に計上した資産除去債務の将来キャッシュフローの見積変更・割引率の変更などにより当初見積もりから変更となった場合に対応し、当初見積資産の取消処理と見積変更後の資産除去費用及び債務を新たに作成する処理を行います。
- ④ 会計期間範囲を指定して減価償却の休止設定が可能です。資産の保有目的が売却保有となった場合など、減価償却計算を中止することが可能です。
- ⑤ 期末簿価の修正を行うことで売却目的保有の資産についての低価法価額の入力が可能です。減価償却計算完了後に残高修正入力を行います。
- ⑥ 一部の処理を除き日本基準データの入力時に他の会計基準データを同期して入力することが可能です。多くの固定資産取引メニューについて日本基準データを入力時にすべての他会計基準データに同期を行うことが出来、二度手間となる入力作業を省力化しています。

おわりに

Plaza-i固定資産IFRS会計オプションは従来の減損、リース、資産除去債務のように有償オプションとなります。ただし、Plaza-i本体には組み込まれていますので通常のバージョンアップにて機能提供をさせていただきます。IFRS会計のみならず、複数会計基準により減価償却計算を行う場合など、ぜひ弊社担当または弊社顧客サポート部 03-5715-3315 内線 72 (support@ba-net.co.jp) までお気軽にご連絡ください。

Plaza-i 新機能—支払予定変更許可区分

はじめに

今回は、Plaza-i V2.00.29.0 より APS 債務管理システムに追加された機能「支払予定変更許可区分」についてご紹介致します。

内部統制への考慮

支払先マスター及び従業員振込先マスターへのメニューアクセス権限が無いユーザ（担当者）は、支払予定データの支払方法や振込情報を、支払先マスター及び従業員振込先マスターの登録情報以外に変更出来ないよう設定できるようになりました。

これにより経理担当者といえども、支払先マスター及び従業員振込先マスターへの入力を許可されていない担当者は、債務計上傳票において勝手に振込先を変更するような事はできなくなるという設定が可能です。

従って、債務計上傳票の入力担当者と支払先マスター登録担当者が別れているような比較的規模が大きい組織の場合に意味のあるオプションとなります。

会社別オプション

【支払予定変更許可区分債務計上時】

- ① 諸口支払先のみ認める（デフォルト）
- ② 従業員と諸口支払先のみ認める
- ③ 常に認めない
- ④ 常に認める

以前のバージョンまでは無条件に支払予定データを変更が可能でしたので「④常に認める」扱いでしたが、今回のバージョン以降はデフォルトの「①諸口支払先のみ認める」となりますのでご注意ください。

「①諸口支払先のみ認める」の場合、支払先マスターにメニューアクセス権限が無い入力者は、「債務計上傳票入力」の支払予定タブで、集計チェックボックスをオフにしても、支払先マスターの設定と異なる振込先等に変更することはできません（内部統制として正しい）。

「②従業員と諸口支払先のみ認める」の場合は、諸口支払の場合、従業員コードを入力する

と、従業員振込先マスターに登録されていない振込先でも変更が可能となります。

従業員の場合は、マスターにメニューアクセス権限が無くても諸口払いを認める方式です。

但し、諸口支払先区分がオフの場合は、諸口払いではないので、マスターにメニューアクセス権限が無いユーザは本オプションが「④常に認める」でない限り、支払情報の変更は一切認められません。

なおこれは、従業員への支払が月 1 回で重ならない場合、従業員を支払先マスターに登録するのは手間ですので、諸口支払先区分をオンにした「従業員支払先（EMPPAY）」などの支払先コードを支払先マスターに登録し、振込先は、従業員マスターの従業員振込先タブから登録する運用を行っているが、ある従業員が“今回だけ”振込先を変更して欲しいと申し出た場合の例です。

従業員にも都度変更を認める理由は少ないと思われませんが、従業員の場合は、社外と異なり救済の可能性があること、また振込先は一種の個人情報と考えられますので、個人情報を従業員から開示された場合は、マスターに対するメニューアクセス権限が無くても入力者が変更できると考え用意した選択肢です。

【支払予定変更許可区分支払変更時】

支払方法変更メニューや組織別支払方法変更メニューでも支払予定データ変更に対して同様のコントロールは可能ですが、会社別オプションは分かれています。

Plaza-i給与計算の特徴と機能アップ

今回は Plaza-i シリーズの中の「PYR 給与計算」モジュールをご紹介します。Plaza-i の前バージョン「Plaza」の頃からの特徴をそのまま引き継ぎ、さらに日々進化し続けております。

純日本産給与パッケージでありながら、グロスアップ計算、英文給与明細対応の給与ソフトとして、外資系企業様や外国籍社員を多くかかえる企業様などに長年にわたり使っていただいております。

【柔軟な給与計算処理】

- ・ 最大 999 個の支給・控除・勤怠項目をサポート。給与明細に自由にアレンジして出力

できます。

- ・ 月給・日給・時給の複数支給形態に対応
- ・ 複数単価設定可能

【 充実の税金計算】

- ・ 税額票による計算と機械計算の両方が可能。
- ・ 住民税計算、年末調整、年の途中で非居住者となった場合などの特殊ケースにも個人別年末調整が可能。

【 グロスアップ計算】

- ・ 給与ネット支払額を指定し、システムに控除額を自動計算させます。

【 年 4 回以上賞与】

- ・ 年 4 回以上の賞与支給を標準月額報酬の算定対象に含めることができますので、賞与支給回数が年 3 回を超えても安心です。

【 英文給与明細】

- ・ 外国籍の駐在員を採用している場合など英文給与明細を出力可能です。

【 外貨換算処理】

- ・ 外貨（邦貨）で給与を計算し、邦貨（外貨）に換算して支払うことができます。

【 給与／賞与明細メール送信機能】

- ・ 指定した社員の給与明細・賞与明細・源泉徴収票をパスワード付きの PDF にし電子メールで社員のメールアドレスに送信することができます。パスワードの送信、テスト送信、給与明細等の送信ログの確認等管理業務に対応しています。

その他、市販帳票にもレーザープリンターにも出力可能な給与賞与明細や、シミュレーション、遡り計算、社会保険 FD 作成機能、企業会計に準拠した社会保険対応など、充実した機能をそろえております。

また頻繁に変わる税制や保険料率などもすべてバージョンアップで対応し各ユーザにメール配信しています。

日々品質向上のためユーザからのリクエストを検討し、反映させています。最近では外国籍の社員名の長さに対応したり、非居住者の税率

計算に対応するなど常時進化しております。

給与計算業務を自社管理化したい方、またはその予定のない方もぜひ一度ご検討ください。

詳細は Plaza-i 営業部 03-5715-3315 内線 81 または [弊社 HP 資料請求 \(https://www.ba-net.co.jp/ssl/request/index.html\)](https://www.ba-net.co.jp/ssl/request/index.html) にてお問い合わせください。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 25 年 9 月 13 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.13.12

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.41

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICS にも掲載しております。

事前確定届出給与の判定基準

この度、東京高裁より事前確定届出給与について、冬季賞与と夏季賞与を届出したうち、冬季賞与は届出どおりの額が支給される一方で、夏季賞与は届出と異なる額が支給された場合の取扱いが示されました。この裁決事例をご紹介します。

1. 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、一定の届出期限までに支給時期や支給額などを記載した「事前確定届出給与に関する届出書」を所轄税務署長に提出し、その届出書に記載した届出どおりに支給される給与を損金の額に算入できる制度をいいます。

この制度の趣旨は、本来役員賞与は利益処分的な性格を有していたため税務上は原則損金不算入でしたが、会社法において役員賞与を役員報酬とともに業務執行対価に含める旨が規定されたため、税務においてもこれを受けて事前に届出られた役員賞与について損金算入を認めるものです。

2. 本件の事案と争点

対象会社は、役員に支給する冬季賞与と夏季賞与について、それぞれ支給額などを記載した事前確定届出給与に関する届出書を期限内に提出していました。

しかし対象会社は、同一の事業年度において、冬季賞与は届出どおりの500万円を全額支給する一方で、夏季賞与は業績悪化を理由に届出額(500万円)を下回る250万円を支給しました。

なお、対象会社は夏季賞与の減額について、税務署長に事前確定届出給与に関する変更届出をしていませんでした。

本事案は、届出どおりに支給した冬季賞与が事前確定届出給与に該当するか否かをめぐり争われました。

3. 納税者側の主張と裁判所の判断

本件事案について納税者は、届出どおりか否かは、個々の支給ごとに判定すべきものであって、事前の定めのおりに支給された役員給与は事前確定届出給与に該当するというべきであると主張しています。

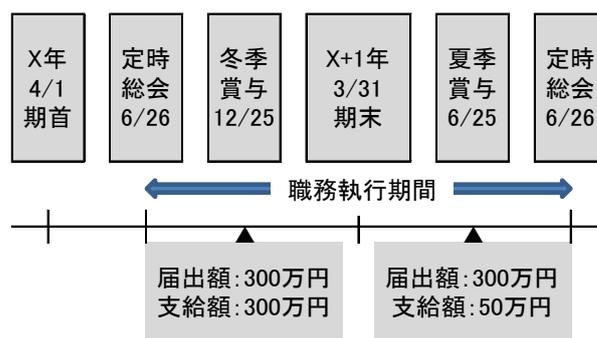
しかしこれに対し裁判所は、職務執行期間の全期間を一個の単位として判定すべきであり、職務執行期間に係る当初事業年度又は翌事業年度中に、1回でも事前の届出どおりにされなかったものがあるときは、役員給与の支給は全体として事前の届出どおりにされなかったこととなると判断し、届出どおりに支給された冬季賞与500万円を含めた750万円を損金不算入としました。

また裁判所は、納税者側の主張を認めてしまうと事前の定めにおいて複数回にわたる支給を定めておき、その後、個々の支給を事前の定めのおりにするか否かを選択して損金の額をほしいままに決定できてしまう矛盾を指摘しています。

4. 翌期支給額のみ届出額と異なる場合

事前確定届出給与について、冬季賞与と夏季賞与の支給日が事業年度をまたいでいる場合、冬季賞与は届出どおりに支給される一方で、翌事業年度の夏季賞与は資金繰りの都合上届出どおりに支給できなかったケースが国税庁の質疑応答事例で紹介されています。

上記のケースでは、翌事業年度で届出どおりに支給しなかったことは、直前の事業年度の課税所得に影響を与えるようなものではないことから、翌事業年度に支給した給与の額のみ損金不算入とすればよく、直前の事業年度に支給した給与の額は損金算入を認めています。



5. まとめ

事前確定届出給与に関する届出書を提出している場合には、支給時期や支給額が届出書どおりに支給されているか特に留意して確認する必要があります。

消費税率の引上げに伴う表示の変更 について

消費税の税率が、従来の 5%から、平成 26 年 4 月に 8%、平成 27 年 10 月に 10%に引き上げられる予定となっています。これに伴い経過措置の準備が進められていますが、その一方で、消費税の表示についても特例が認められることとなりました。

今回は、既に適用されている総額表示について説明するとともに、今後適用される特例について説明したいと思います。

1. 概要

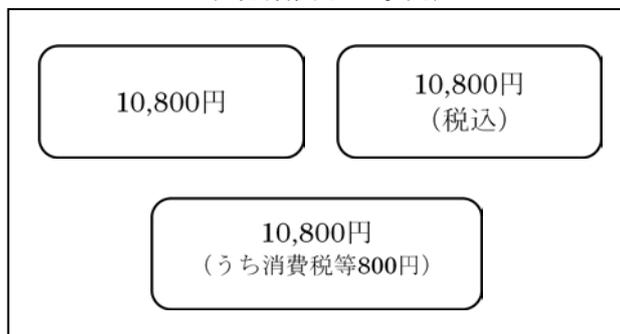
転嫁対策特別措置法が平成 25 年 6 月 5 日に成立し、同月 12 日に公布されました。

同法の成立により、これまで義務付けられていた総額表示について、特例として「外税表示」または「税抜価格の強調表示」が認められることとなりました。

2. 総額表示(税込価格表示)の義務付け(現行)

事業者が取引の相手方である消費者に対して、値札やチラシ等によって、商品やサービスの価格等をあらかじめ表示する際には消費税等を含めた総額（税込価格）の表示を行うことが義務付けられています。具体的には以下のような表示が義務付けられています。

〈 総額表示の事例〉



3. 「外税表示」の特例

今回成立した転嫁対策特別措置法では、上記総額表示に代えて外税による表示が認められることとなりました。具体的には、以下のような表示が認められるようになります。

〈 外税表示の事例〉



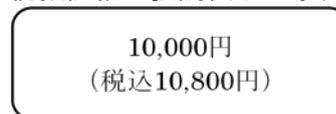
この表示方法の場合、消費税の税率変更前後で本体価格が変わらないため、値札の変更等の事務負担を軽減することができます。

なお、総額表示に代えて外税表示にする場合には、消費者に誤解を与えないよう、表示されている価格が税抜価格であることを明確にする必要があります。

4. 「税抜価格の強調表示」の特例

当該特例は、総額表示を続ける際に適用される特例となります。事業者が、税込価格に併せて税抜価格を表示する際に、税込価格が明瞭に表示されていれば、「不当な表示」（景品表示法第 4 条）には該当しないことが明確化されました。これまでは、下記のような表示は一般消費者に誤認を与えるものとして、景品表示法に抵触する可能性がありましたが、今後は税込価格が明瞭にされていればその表示は認められることとなりました。

〈 税抜価格の強調表示の事例〉

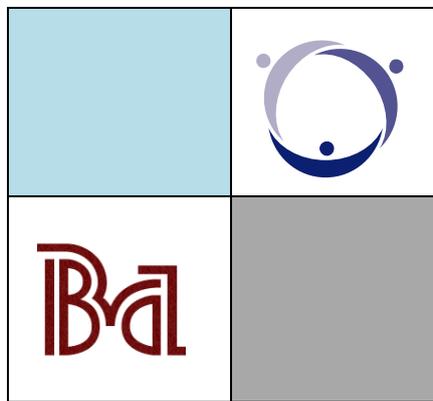


5. 適用期間

当該特例による表示が認められるのは、現時点では平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとなっています。

6. まとめ

2つの特例につきましては、実際にどのような表示が認められるか、その詳細は政府によりガイドライン等が公表される予定となっています。消費税率の引き上げに向け、早めに準備を行う必要があります。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>